

## 県民の皆様へ

全国、とりわけ県内の感染者が急増している状況を踏まえ、県民の皆様、「島根県の対応」に基づいて、追加のお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和4年1月18日から1月31日までとします。

特にお願いしたい事項について、申し上げます。

### (都道府県をまたぐ移動)

1. これまで、鳥取県を除く都道府県との不要不急の移動は、極力控えて頂くようお願いしておりましたが、明日(18日)からは、鳥取県を含め、全ての都道府県について、不要不急の移動を極力控えて頂くようお願いします。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありませんが、「三つの密」の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底して頂くようお願いします。

### (観光キャンペーンの一時停止)

2. 県外からの観光誘客及び「#WeLove 山陰キャンペーン」等の観光キャンペーンについては、島根県民の県内利用を含めて、全ての新規予約の受付について、1月31日までの間、一時停止を行います。

### (基本的な感染対策の徹底)

3. 事業者の皆様には、業種ごとに実施すべき事項を整理した感染拡大予防のためのガイドラインに基づく感染防止対策を徹底して頂くとともに、県民の皆様には、引き続き「マスクの着用」、「三つの密の回避」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組んで頂くよう、お願いします。

併せて、感染の早期発見が大事になってまいりますので、風邪症状等が見られる場合には、県の「健康相談コールセンター」にご相談頂き、医療機関等を受診して頂くように、重ねてお願いします。

令和4年1月17日

島根県知事 丸山達也